相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三次市三次町一八五九番地、最後の住所広島県三次市三次町一六七三番地一

被相続人　亡　上月　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

事務所広島県三次市十日市南一丁目四番八号水本ビル四階

相続財産管理人　弁護士　前田　剛志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県庄原市東城町久代一五三番地、最後の住所広島市西区己斐中二丁目一二番二一号

被相続人　亡　横山　春子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

事務所広島市中区上八丁堀四番二七号上八丁堀ビル七〇三山下江法律事務所

相続財産管理人　弁護士　笠原　輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区富士見町三五六番地一、最後の住所広島市中区基町一六番一四―四〇二号

被相続人　亡　児玉　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

事務所広島市中区上八丁堀四番二七号上八丁堀ビル七〇三山下江法律事務所

相続財産管理人　弁護士　稲垣　洋之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区宝町四番、最後の住所広島市中区中町七番一六―六一〇号

被相続人　亡　中尾　亘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

事務所広島市中区八丁堀四番二四号キュラーズ女学院前五階石口俊一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　和田森　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字椿東五〇四〇番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　藤田　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

山口県山口市中央五丁目二番三四号セントラルビル五階弁護士法人牛見総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　牛見　和博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草市有明町小島子五二〇番地、最後の住所熊本県天草市栖本町湯船原六六一番地

被相続人　亡　中山ミサヲ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

事務所熊本県天草市亀場町食場七八四番地四

相続財産管理人　司法書士　上　剛司

平成二十七年五月七日

事務所広島市中区上八丁堀七番一号ハイオス広島四一三釜風呂法律事務所

相続財産管理人　弁護士　釜風呂英嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県広島市西区井口台一丁目一三番、最後の住所広島市西区井口台一丁目一三番一九―一〇八号

被相続人　亡　大原　敏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

事務所広島市中区八丁堀四番二四号キュラーズ女学院前五階石口俊一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　和田森　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字椿東五〇四〇番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　藤田　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

山口県山口市中央五丁目二番三四号セントラルビル五階弁護士法人牛見総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　牛見　和博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草市有明町小島子五二〇番地、最後の住所熊本県天草市栖本町湯船原六六一番地

被相続人　亡　中山ミサヲ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月七日

事務所熊本県天草市亀場町食場七八四番地四

相続財産管理人　司法書士　上　剛司

任意清算公告

当会社は、平成二十七年三月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年五月七日

名古屋市緑区大高台一丁目一一一五番地

合資会社西本企画

代表社員　西本　茂生

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十七年五月一日確定給付企業年金法第八十条第三項に該当し、終了いたしました。なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務は日生協企業年金基金は承継しております。当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月七日

山形県鶴岡市宝田一丁目三番二三号

生活協同組合共立社

確定給付企業年金清算人　大沼　敏行

債権申出の公告（第二回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、平成二十七年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月七日

三重県桑名市多度町御衣野二〇〇〇番地

三重富士通セミコンダクター株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

中島　福幸

債権申出の公告（第三回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月七日

大阪府寝屋川市木田元宮一丁目一番一号

エクセディ企業年金基金

清算人　諫早　和弓

第10期決算公告

平成27年5月7日

東京都品川区東品川二丁目2番43号

株式会社アキューブ

代表取締役　宮原　康弘

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	59,884
	固定資産	7,323
	合計	67,207
負債及び純資産の部	流動負債	20,631
	株主資本	46,576
	資本金	10,000
	利益剰余金	36,576
	利益準備金	1,895
	その他利益剰余金	34,681
	（うち当期純利益）	（19,471）
	合計	67,207

第6期決算公告

平成27年5月7日

東京都品川区東品川二丁目2番43号

株式会社スタジオアマナ

代表取締役　深作　一夫

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	133,256
	固定資産	391,343
	合計	524,600
負債及び純資産の部	流動負債	198,515
	株主資本	326,084
	資本金	60,000
	資本剰余金	237,724
	利益剰余金	28,359
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	25,859
	（うち当期純損失）	（188,465）
	合計	524,600

第36期決算公告

平成27年5月7日

東京都渋谷区本町三丁目14―3

株式会社ネイチャー＆サイエンス

代表取締役　佐々木孝行

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,311
	固定資産	1,080
	合計	6,391
負債及び純資産の部	流動負債	46,402
	株主資本	△40,011
	資本金	3,000
	利益剰余金	△43,011
	その他利益剰余金	△43,011
	（うち当期純損失）	（19,183）
	合計	6,391